

面会管理規程

社会医療法人三校会宮崎病院

(目的)

第1条

この規程は社会医療法人三校会宮崎病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条

- 1 面会は、患者の療養上支障ない範囲で認める。
- 2 病院は、感染症流行状況、災害、院内安全管理その他必要な場合には、面会方法の変更または面会禁止措置を講ずることができる。

(面会時間等)

第3条

- 1 面会時間は原則として、14時～17時とする。
- 2 入院患者1名に対する面会時間は30分程度までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認める時はこの限りではない。

(面会人数)

第4条

- 1 回の面会につき3名までとする。

(遵守事項)

第5条

面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 マスクを着用し、病室への入室前後に手指衛生を行うこと。
- 2 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- 3 病院敷地内で飲酒、喫煙行為を行わないこと。
- 4 許可なく写真撮影、録音又は動画撮影を行わないこと。
- 5 飲食物、生花、その他病院が制限する物品については、職員の許可なく持ち込まないこと。
- 6 高額な現金、貴重品は持ち込まないこと。
- 7 面会者は15歳以上とする。

(面会の制限)

第6条

- 1 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、嘔吐、下痢等）がある場合。
- 2 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。
- 3 周辺地域における感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- 4 多数の職員の感染による人員体制のひっ迫が生じた場合。

(特別な面会)

第7条

終末期、重篤時、手術前後、病状説明時、認知症患者への対応、その他病院が必要と認める場合は、通常的面会制限によらず柔軟に対応する事ができる。

(個人情報保護法)

第8条

面会に際し、患者の個人情報及びプライバシーの保護のため、患者本人の意思を確認しその他必要な配慮を行うものとする。

面会者は、患者及び他の患者の個人情報保護のため、許可なく院内の写真撮影、録画、録音又はSNS等への投稿を行ってはならない。

(周知方法)

第9条

本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知をおこなう。

- 1 入院時の説明。
- 2 院内掲示。
- 3 病院ホームページ掲載。

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。